

下釜南部地区の換地処分に伴い、一部の区域で
令和4年1月29日から住所が変わります。

◎住居表示の変更箇所

〒986-00〇〇
石巻市 ××●丁目 〇番 〇号



※この部分が変わります。

◎変更となる方々について

別紙町界図のとおり、街区の造成及び道路の敷設に併せて町の区域が変更となります。

対象区域内に住所を有する方に対しては、事前に変更内容の確認書、通知書等を送付しております。

なお、住所変更がある場合は、「通知書」を送付しておりますが、住所変更がない方あてには、現住所を記載したお知らせ文を送付しておりますので、ご確認ください。

◎本籍の表示について

本籍の表示は変わりません。 本籍を変更されたい場合は転籍届が必要となります。

※本籍についての問い合わせは市民課（本庁舎2階）まで

◎街区表示板及び住居番号表示版の取り付けについて

各街区の電柱等に街区表示板を設置します。また住所変更対象者の皆様には住居番号表示板を配布させていただきます。新住所をわかりやすくするものですので、見やすい場所（門柱や外壁等）に取り付けてご活用ください。

※一部電柱等がないため、街区表示板が未設置の箇所もあります。

◎住居表示変更証明書の発行について

令和4年1月29日の住居表示変更に伴い、住所が変更となった方あてに、住居表示変更証明書を送付いたします。住居表示に変更があったことを証明するものとなりますので、各種変更手続きの際にご活用ください。

内 容：氏名、施設又は事業所の名称・変更前後の住所、所在地・住居表示の変更期日を記載しています。

対象者：住所変更日までに住民登録を行っていた16歳以上の方、又は事務所を構えていた事業所

また**令和4年1月31日以降**は、地域協働課（本庁舎4階）にて発行可能となります。発行手数料は無料となりますので、各窓口にある申請書に必要事項を記入して申請してください。

住居表示変更に際し、皆様からご協力をいただきありがとうございます。

今後も住みよい街にするため、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ

石巻市役所 代表 0225-95-1111

住所変更・・・・・・・・地域協働課（本庁4階）内線4234

各種変更手続き・・・・・・・・各手続き担当課

（※「住居表示及び町・字名変更に伴う

住所変更の手続きについて」参照）

区画整理事業・・・・・・・・区画整理課（本庁5階）内線5584
